

2022年(令和4年)1月(第127号)

# 中野労基だより

発行所

一般社団法人中野労働基準協会

中野市大字中野 1863 - 1

TEL 0269 - 22 - 2255

編集兼発行人 山田 雄一

## 令和3年度 年末年始無災害運動

実施期間:12月1日～1月15日

年末年始無災害運動標語「年末年始も 安全作業 あなたが無事故の キーパーソン」

### 新年あけましておめでとうございます

### 年頭のごあいさつ

一般社団法人 中野労働基準協会 会長 半谷 雅典(前田鉄工所 代表取締役社長)



謹んで新春のあいさつを申し上げます。

日頃から、当協会の業務運営に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染防止策が継続したことにより協会行事である「各種イベント」は概ね中止といたしました。講習会については、人数を抑制しながらも計画通り実施することができました。一重に会員事業所、中野労働基準監督署の皆様からのご支援の賜物と深く感謝しております。

昨年暮れには衆議院選挙が行われ、新政権が発足いたしました。今年こそ新型コロナウイルスの終息と景気回復を期待しているところであります。

さて、中野労働基準監督署管内の労働災害発生状況によると休業4日以上死傷者数は、前年同期より増加していることから、更なる労働災害防止対策と健康保持対策が求められています。

当協会としては、中野労働基準監督署の力をお借りしながら労働基準行政に係る関係法令周知、安全衛生意識の高揚、技能講習等安全衛生教育、健康診断サービス向上業務等推進してまいりますので、一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

結びに、会員事業所の皆様にとって、この一年が新たな発展と飛躍の年でありますようお祈り申し上げます、年頭のあいさつとさせていただきます。

#### 目 次

年頭のごあいさつ

中野労働基準監督署からのお知らせ

- ・一般社団法人 中野労働基準協会 会長 1
- ・中野労働基準監督署 署長 2

- ・36協定書が新しくなります 3
- ・「はしご、脚立」を使う前に 5

(一社) 中野労働基準協会ホームページ <https://www.n-rouki.or.jp>

## 年頭のごあいさつ

中野労働基準監督署 署長 中野 博文



一般社団法人中野労働基準協会会員の皆様におかれましては、新春をご健勝でお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

旧年中は、労働基準行政の推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、行動制限や活動の自粛、行事の中止等生活全般にわたり様々な制約を受けた1年でした。最近、国内では、新型コロナウイルスの感染者数が減少しましたが、変異種のオミクロン株の出現もあり、予断を許さない状況です。引き続き、感染予防対策を徹底することが求められます。

新型コロナウイルス感染症については、未だ、先行き不透明ですが、こうした状況の下でも、安全・衛生で、適正な労働条件で安心して働くことのできる職場の確保のため、当署では、監督署の重点的な取組みとして、以下のとおり大きく3つの対策を進めてまいります。

1つ目は、長時間労働の是正及び過重労働による健康障害の防止対策で、窓口相談・指導、事業場への監督指導等を的確に行い労働基準法等関係法令の法定労働条件の遵守の徹底に努めてまいります。

2つ目は、労働災害防止等対策です。当署管内の労働災害は、昨年11月末時点で、休業4日以上労働災害は198人で、前年同期に比

べ25人(14.5%)増加しました。

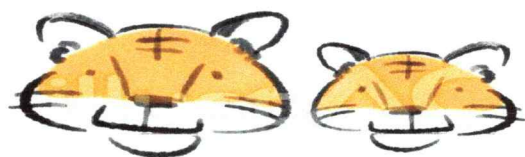
特に、転倒災害については、53人が被災し、前年より22人(71.0%)増加しました。転倒災害は、以前から、全災害の約4分の1を占めており、転倒災害を減少させることが、引き続き、重要な課題の一つです。

本年は、第13次労働災害防止推進計画の最終年(5年目)になりますが、死亡災害の撲滅、労働災害の減少に向け、積極的に労働災害防止対策に取り組みます。また、現在、冬季労働災害防止取組みの要請を貴協会ほか各団体に行い、「転倒」「墜落」「交通事故」などの労働災害防止を図っているところです。さらに、労働災害防止対策に合わせストレスチェック等を含むメンタルヘルス対策や化学物質による健康障害防止対策等の健康障害の防止対策を推進してまいります。

3つ目は、労災補償対策で、業務上災害、通勤災害、及び、新型コロナウイルス感染症に係る請求事案に対し迅速・公正な処理に努めるとともに、労災保険制度の周知徹底に努め、労働保険料の適正徴収を図ってまいります。

当署では、以上のような課題に鋭意取り組んでまいりますので、変わらぬご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様にとりまして、本年が良い年となりますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます



HAPPY NEW YEAR 2022





中野労働基準監督署からのお知らせ

問合せ電話：0269-22-2105

2021年4月～ ※1年単位変形制等を含めた労使協定届が新しくなります

# 36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

### 36協定届における押印・署名の廃止

▶ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

### 36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

▶ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表※)についてのチェックボックスが新設されます。

※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者

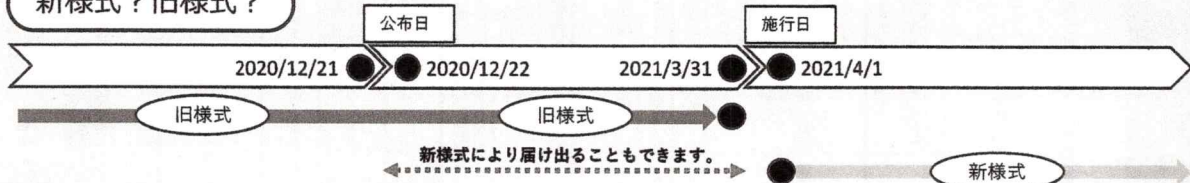
### 36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法(記名押印又は署名など)により36協定を締結すること

### 過半数代表者の選任にあたっての留意事項

✓ 管理監督者でないこと  
✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること  
✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

### 新様式？旧様式？



## 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- ① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定(労使協定)を締結
- ② 36協定(労使協定)の内容を36協定届(様式第9号等)に記入
- ③ 36協定届を労働基準監督署に届出
- ④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

電子申請による届出が可能



36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式 検索



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件 検索



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子 検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.12)







# はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に  
なってから、作業を始めましょう。

## 作業前 8 のチェック!!

### (作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

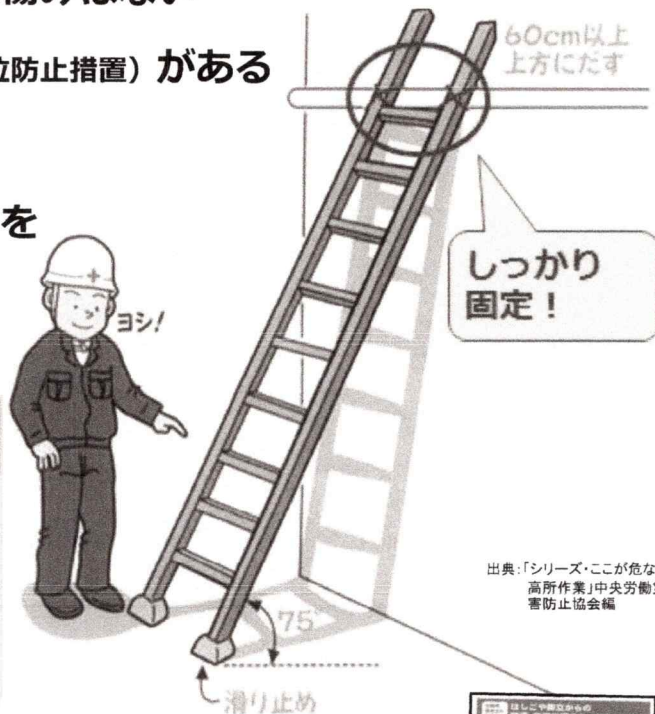
- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災  
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」  
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に  
なってから、作業を始めましょう！

## 作業前 10 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

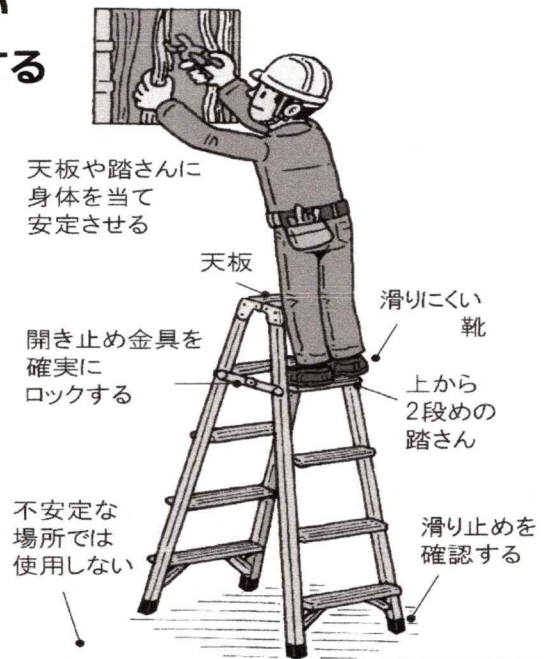
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する  
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署